

グリーン・サステイナブル ケミストリー賞 表彰規程
第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワーク規約第3条に定められた表彰に関し必要な事項を定める。

(賞)

第2条 グリーン・サステイナブル ケミストリー ネットワークの賞は、グリーン・サステイナブル ケミストリー賞とする。

- 2 そのうち特に優れたものについて経済産業大臣賞、文部科学大臣賞、環境大臣賞に推薦する。
- 3 賞は賞記及び盾とする。
- 4 賞は、異なった業績については、重ねてこれを受けることができる。

(受賞資格)

第3条 賞をうけるものは、グリーン・サステイナブル ケミストリーのわが国における推進に貢献のあった個人、複数の個人の連名、法人、任意団体等とする。

第2章 グリーン・サステイナブル ケミストリー賞

(受賞の対象分野)

第4条 賞は、次の分野の業績を挙げたものに授与する。

- (1) 化学製品の全ライフサイクルを通じて投入される資源・エネルギーの総量を低下させる、再生不可能な原料を再生可能なものに置き換える、ハザードを低減した製品やリスク・副産物発生を極力排除した製造技術を創成する、あるいは使用後の最終廃棄物の量を削減することなどによって、製品の製造過程・使用形態・使用後の処理過程における人と環境の健康に対する影響を低減させようとする化学技術関連分野において独創的な研究開発を行い、グリーン・サステイナブルケミストリーの推進に大きく貢献したものの。
- (2) 新規概念・手法の開拓、あるいは新規現象の発見または解析・解明であって、上記(1)の技術開発の飛躍的展開を促す科学的基盤の分野において独創的な研究を行い、グリーン・サステイナブル ケミストリーの推進に大きく貢献したものの。
- (3) グリーン・サステイナブル ケミストリーの技術開発・科学研究の成果の普及、関連する社会制度の実現、あるいは教育・啓発等において顕著な活動を行い、グリーン・サステイナブル ケミストリーの推進に大きく貢献したものの。

(受賞の件数)

第5条 賞は、概ね5件以内とする。

第3章 受賞候補者の推薦

(候補者の推薦)

第6条 受賞候補者もしくは団体の推薦は、個人または団体の自薦、もしくは個人による推薦による。

(推薦の公募)

第7条 受賞候補者の推薦の公募は、グリーン・サステイナブル ケミストリーネットワークのホームページ(ウェブサイト)に告示する。

(推薦の期間)

第8条 受賞候補者の推薦は、前条により告示する募集要項に定める。

(推薦要領)

第9条 受賞候補者の推薦要領は、別に定める表彰規程内規による。

第4章 受賞者の選考及び決定

(受賞者の選考)

第10条 受賞者の選考は、選考委員会で行う。

(選考委員会)

第11条 会長は、選考委員長（以下委員長という。）及び選考委員（以下委員という。）若干名をもって選考委員会を組織する。

- 2 委員長及び委員は、運営委員会委員またはその指名する者の中から会長が委嘱する。
- 3 委員長及び委員の任期は、任務終了までとする。
- 4 選考委員会は、委員長が招集、開催する。
- 5 選考委員会は、委員及び委任状持参の代理人の出席が委員総数の過半数以上であることをもって成立する。ただし、出席委員の数は委員総数の1/3以上であることを要する。
- 6 選考委員会に委員が出席できない場合には、委任状持参の代理人又は書面により意見を述べることができる。
- 7 選考委員長は、必要に応じて業績説明委員を委嘱することができる。
- 8 委員長または委員と職場を同じくする関係者からの応募あるいは推薦案件の取り扱いについては、別途表彰規程内規に定める。

(受賞者の決定と報告)

第12条 選考委員会は、表彰に値するものを選考し、受賞者を決定する。委員長は、選考理由書を作成して会長に報告する。

- 2 選考委員長は、総会に出席し、選考理由書により選考経過及び結果を報告する。

(選考結果の公表)

第13条 会長は、選考結果を関係者に通知および公表する。

第5章 表彰

(表彰)

第14条 表彰は、会長、選考委員長、会員団体代表者、運営委員の出席のもとに、これを行う。

第6章 変更

(変更)

第15条 本規程は、総会の議により変更することができる。

附 則

附則 この規程は、2001年6月18日に制定し、同日から施行する。

附則 この規約は、2002年4月18日に改訂し、同日から施行する。

附則 この規約は、2003年5月13日に改訂し、同日から施行する。

附則 この規定は、2006年6月15日に改訂し、同日から施行する。